

富良野農業振興地域整備計画書
新 旧 対 象 表

新

地域指定年度	昭和44年度
整備計画策定年度	昭和45年度
特別管理地域指定年度	昭和50年度
農業・農村整備計画策定指定年度	昭和60年度
見直し年度	平成8年度 平成12年度 平成16年度 平成21年度 <u>平成26年度</u>

富良野農業振興地域整備計画書 (案)

令和2年 月 日

北海道富良野市

旧

地域指定年度	昭和44年度
整備計画策定年度	昭和45年度
特別管理地域指定年度	昭和50年度
農業・農村整備計画策定指定年度	昭和60年度
見直し年度	平成8年度 平成12年度 平成16年度 平成21年度

富良野農業振興地域整備計画書

平成26年9月1日

北海道富良野市

目 次	
第1. 農用地利用計画……………1	第5. 農業近代化施設の整備計画……………10
1 土地利用区分の方向	1 農業近代化施設の整備の方向
(1) 土地利用の方向	2 農業近代化施設整備計画……………11
ア. 土地利用の構想	3 森林の整備その他林業の振興との関連
イ. 農用地区域の設定方針……………2	第6. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画……………12
(2) 農業上の土地利用の方向……………3	1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向
ア. 農用地等利用の方針	2 農業就業者育成・確保施設整備計画
イ. 用途区分の構想……………4	3 農業を担うべき者のための支援の活動
ウ. 特別な用途区分の構想	4 森林の整備その他林業の振興との関連
2 農用地利用計画	第7. 農業従事者の安定的な就業の促進計画……………13
第2. 農業生産基盤の整備開発計画……………5	1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策
2 農業生産基盤整備開発計画……………6	3 農業従事者就業促進施設
3 森林の整備その他林業の振興との関連	4 森林の整備その他林業の振興との関連
4 他事業との関連	第8. 生活環境施設の整備計画……………14
第3. 農用地等の保全計画……………7	1 生活環境施設の整備の目標
1 農用地等の保全の方向	2 生活環境施設整備計画
2 農用地等保全整備計画	3 森林の整備その他林業の振興との関連……………15
3 農用地等の保全のための活動	4 その他の施設の整備に係る事業との関連
4 森林の整備その他林業の振興との関連	第9. 付図……………16
第4. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的……………8	1 土地利用計画図(付図1号)
かつ総合的な利用の促進計画	2 農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用	3 農用地等保全整備計画図(付図3号)
に関する誘導方向	4 農業近代化施設整備計画図(付図4号)
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	5 農業就業者育成・確保施設整備計画図(付図5号)
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向……………9	6 生活環境施設整備計画図(付図6号)
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的	別記 農用地利用計画
な利用の促進を図るための方策	(1) 農用地区域
3 森林の整備その他林業の振興との関連	ア 現況農用地等に係る農用地区域
	イ 現況森林、原野等に係る農用地区域
	(2) 用途区分

新

目 次	
第10. 農用地利用計画……………1	第14. 農業近代化施設の整備計画……………10
1 土地利用区分の方向	1 農業近代化施設の整備の方向
(3) 土地利用の方向	2 農業近代化施設整備計画……………11
ウ. 土地利用の構想	3 森林の整備その他林業の振興との関連
エ. 農用地区域の設定方針……………2	第15. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画……………12
(4) 農業上の土地利用の方向……………3	1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向
ウ. 農用地等利用の方針	2 農業就業者育成・確保施設整備計画
エ. 用途区分の構想……………4	3 農業を担うべき者のための支援の活動
ウ. 特別な用途区分の構想	4 森林の整備その他林業の振興との関連
2 農用地利用計画	第16. 農業従事者の安定的な就業の促進計画……………13
第11. 農業生産基盤の整備開発計画……………5	1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策
2 農業生産基盤整備開発計画……………6	3 農業従事者就業促進施設
3 森林の整備その他林業の振興との関連	4 森林の整備その他林業の振興との関連
4 他事業との関連	第17. 生活環境施設の整備計画……………14
第12. 農用地等の保全計画……………7	1 生活環境施設の整備の目標
1 農用地等の保全の方向	2 生活環境施設整備計画
2 農用地等保全整備計画	3 森林の整備その他林業の振興との関連……………15
3 農用地等の保全のための活動	4 その他の施設の整備に係る事業との関連
4 森林の整備その他林業の振興との関連	第18. 付図……………16
第13. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的……………8	1 土地利用計画図(付図1号)
かつ総合的な利用の促進計画	2 農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用	3 農用地等保全整備計画図(付図3号)
に関する誘導方向	4 農業近代化施設整備計画図(付図4号)
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	5 農業就業者育成・確保施設整備計画図(付図5号)
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向……………9	6 生活環境施設整備計画図(付図6号)
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的	別記 農用地利用計画
な利用の促進を図るための方策	(3) 農用地区域
3 森林の整備その他林業の振興との関連	ア 現況農用地等に係る農用地区域
	イ 現況森林、原野等に係る農用地区域
	(4) 用途区分

旧

新

第1 農用地利用計画

1. 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア. 土地利用の構想

本市は、北海道上川総合振興局管内の南部に位置し、北緯43°20' 東経142°22' 東西約27.3kmにおよび、その面積は600.97k㎡を有している。富良野盆地の中心都市で、東方は国立公園大雪山系の富良野岳に面し、西方に道立自然公園芦別岳を主峰とする夕張山系、南方に原始林の大樹海を望み、市区域の約7割が山林となっている。市内を南方にのびた石狩川の支流空知川、富良野川が貫流しその合流点を中心に肥沃で水田に適した平坦地が北方に向かって扇形状に展開し、また東部丘陵地帯は畑作に適した地帯であり、耕作面積は約10,000haに及んでいる。

気象は典型的な内陸性気候を示し、気温の日較差・年較差が大きく、日照時間は年間1,500時間、年間降水量1,000mm程度、降雪量は平坦地で1m、山間部で2～3m程度である。5月から9月までの積算平均気温は2,600度程度と、農業にとって恵まれた気象条件を備えているが、近年は局地的な集中豪雨などの異常気象により農作物の生育や農地の保安全管理に支障をきたすことがある。

交通機関は、JR根室本線と富良野線とが交わり、国道38号線、237号線が交差する鉄道・自動車交通の重要な上川南部の産業拠点都市として位置づけられている。道北地区の経済中心地である、旭川市は54kmの距離であり、自動車では約1時間にて旭川市・旭川空港と連絡されている。

人口については、平成22年(24,259人)、平成27年(22,936人)と5年間で1,323人の減少であり、令和元10月では(21,610人)となっており、人口の減少傾向が続いている。産業別就業人口では、**第1次産業、第2次産業、第3次産業ともに減少しており、農業においては、**高齢化・後継者不足等による離農が原因となっている。しかしながら、国の経営所得安定対策で農業経営の安定化を図るとともに、中山間地域等直接支払制度を活用した生産条件不利地を補正する取り組みや、**多面的機能支払**による地域の環境保全や集落機能を維持する取り組み、さらには、**平成26年に設立した富良野市農業担い手育成センターを拠点とした担い手の育成確保の取り組み**など、農業・農村の活性化を図っている状況である。

一方、本市においては、昭和56年の「富良野市まちづくり計画」策定後、平成元年4月に指定を受けた「北海道富良野・大雪リゾート地域整備構想」に基づく「富良野市リゾート基本計画」を基本に総合的な土地利用計画を立てながら、道路等の公共施設用地、宅地、工場用地、都市的施設用地等の適正な配置を図るとともに、平成23年には「第5次富良野市総合計画」を策定し、農村景観と自然環境を生かしたリゾートとしての土地利用、さらに、農業以外の土地需要が多い都市計画用途地域隣接地は農業上の利用に支障がないことを基本として、基幹産業である農業生産基地としての農地、自然環境を保全する森林、原野等との用途間調整を行い、限りある貴重な資源である土地の有効利用を図っている。また、関係部局との連絡調整を緊密化し、個別法による土地利用の適正化を図り、自然と調和のとれた創造的な田園都市をめざす。

以上のことから、将来の総合的土地利用を基本構想で進めていく。

(単位：ha)

区分 年次	農用地		農業用施設用地		山林・原野		その他 (住宅地・工場用地含む)		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成30年)	10,305	48.14	241	1.13	7,630	35.64	3,230	15.09	21,406	100
目標	10,303	48.13	240	1.12	7,632	35.65	3,231	15.09	21,406	100
増減	△2	—	△1	—	2	—	1	—	0	—

-1-

旧

第1 農用地利用計画

1. 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア. 土地利用の構想

本市は、北海道上川総合振興局管内の南部に位置し、北緯43°20' 東経142°22' 東西約27.3kmにおよび、その面積は600.97k㎡を有している。富良野盆地の中心都市で、東方は国立公園大雪山系の富良野岳に面し、西方に道立自然公園芦別岳を主峰とする夕張山系、南方に原始林の大樹海を望み、市区域の約7割が山林となっている。市内を南方にのびた石狩川の支流空知川、富良野川が貫流しその合流点を中心に肥沃で水田に適した平坦地が北方に向かって扇形状に展開し、また東部丘陵地帯は畑作に適した地帯であり、耕作面積は10,000haに及んでいる。

気象は典型的な内陸性気候を示し、気温の日較差・年較差が大きく、日照時間は年間1,400時間、年間降水量1,000mm程度、降雪量は平坦地で1m、山間部で2～3m程度である。5月から9月までの積算平均気温は2,600度を超え、作物の初期生育期に適した、農業にとって恵まれた気象条件を備えているが、近年は温暖化に伴う局地的な集中豪雨などの異常気象により農作物の生育や農地の保安全管理に支障をきたすことがある。

交通機関は、JR根室本線と富良野線とが交わり、国道38号線、237号線が交差する鉄道・自動車交通の重要な上川南部の産業拠点都市として位置づけられている。道北地区の経済中心地、旭川市には54kmの距離であり、自動車では約1時間にて旭川市・旭川空港と連絡されている。

人口及び産業については、平成17年(25,075人)、平成22年(24,259人)と5年間で816人の減少であり、平成25年10月では(23,654人)となっており、人口の減少傾向が続いている。産業別就業人口では、特に第1次産業が減少し、農業情勢の厳しい中、負債・高齢化・後継者不足等による離農が原因となっている。しかしながら、国の経営所得安定対策で農業経営の安定化を図るとともに、中山間地域等直接支払制度を活用した生産条件不利地を補正する取り組みや、農地・水保安全管理対策による地域の環境保全や集落機能を維持する取り組み、さらには、農の雇用事業や青年就農給付金を活用して就農意欲の喚起と就農後の定着をめざすなど、農業・農村の活性化を図っている状況である。

一方、本市においては、昭和56年の「富良野市まちづくり計画」策定後、平成元年4月に指定を受けた「北海道富良野・大雪リゾート地域整備構想」に基づく「富良野市リゾート基本計画」を基本に総合的な土地利用計画を立てながら、道路等の公共施設用地、宅地、工場用地、都市的施設用地等の適正な配置を図るとともに、平成23年には「第5次富良野市総合計画」を策定し、農村景観と自然環境を生かしたリゾートとしての土地利用、さらに、農業以外の土地需要が多い都市計画用途地域隣接地は農業上の利用に支障がないことを基本として、基幹産業である農業生産基地としての農地、自然環境を保全する森林、原野等との用途間調整を行い、限りある貴重な資源である土地の有効利用を図っている。また、関係部局との連絡調整を緊密化し、個別法による土地利用の適正化を図り、自然と調和のとれた創造的な田園都市をめざす。

以上のことから、将来の総合的土地利用を基本構想で進めていく。

(単位：ha)

区分 年次	農用地		農業用施設用地		山林・原野		住宅地		工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成24年)	10,340	48.30	229	1.07	7,621	35.60	430	2.01	9	0.04	2,777	12.98	21,406	100
目標	10,319	48.21	229	1.07	7,621	35.60	430	2.01	9	0.04	2,798	13.07	21,406	100
増減	△21	—	0	—	0	—	0	—	0	—	△21	—	0	—

-1-

イ. 農用地区域の設定方針

優良農地を確保するため、農用地区域への編入を促進し、除外については必要最小限に抑制することを基本とし、以下のとおり設定する。

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 10,303ha のうち、下記以外の農用地約 9,691ha について設定する方針である。

(農用地域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積			備考
		農用地	森林・その他	計	
該当なし					

a. 集団的に存在する農用地

該当なし

b. 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

該当なし

c. a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

(a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地

該当なし

(b) 自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

該当なし

(c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる農用地

該当なし

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地区内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在、または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものを設定する方針である。

農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積	農業用施設の種類の種類
該当なし		ha	
計			

-2-

新

イ. 農用地区域の設定方針

優良農地を確保するため、農用地区域への編入を促進し、除外については必要最小限に抑制することを基本とし、以下のとおり設定する。

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 10,319ha のうち、下記以外の農用地約 9,707ha について設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積			備考
		農用地	森林・その他	計	
該当なし					

a. 集団的に存在する農用地

該当なし

b. 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

該当なし

c. a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

(a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地

該当なし

(b) 自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

該当なし

(c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる農用地

該当なし

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地区内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在、または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものを設定する方針である。

農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積	農業用施設の種類の種類
該当なし		ha	
計			

-2-

旧

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況の森林、原野等については、国営草地開発事業及び団体営草地開発事業等により、開発可能な土地についてほぼ農地造成を完了し、農用地区域への編入が行われている。

今後については、農用地区域に小規模に介在する森林原野等のうち、個人で開発した農用地並びに開発可能な土地について林業振興との調和を図りながら農用地区域を設定する。

土地の種類	所在（位置）	所有者又は管理者	面積	利用しようとする用途	備考
該当なし					
計					

(2) 農業上の土地利用の方向

ア. 農用地等利用の方針

本地域は、地勢的自然条件により経営形態が専ら3地区に区分され、各施設もこれらの地区に即した振興計画を推進している。その基盤となる土地の有効利用及び流動化は地区毎に図る方針である。

(単位：h a)

新

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
富良野下台・山部地区 (A地区)	3,954	3,952	△2	-	-	-	-	-	-	179	179	0	4,133	4,131	△2	182
富良野高台地区 (B地区)	2,613	2,613	0	-	-	-	-	-	-	41	41	0	2,654	2,654	0	261
東山地区 (C地区)	3,126	3,126	0	-	-	-	-	-	-	20	20	0	3,146	3,146	0	243
計	9,693	9,691	△2	-	-	-	-	-	-	240	240	0	9,933	9,931	△2	686

-3-

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況の森林、原野等については、国営草地開発事業及び団体営草地開発事業等により、開発可能な土地についてほぼ農地造成を完了し、農用地区域への編入が行われている。

今後については、農用地区域に小規模に介在する森林原野等のうち、個人で開発した農用地並びに開発可能な土地について林業振興との調和を図りながら農用地区域を設定する。

土地の種類	所在（位置）	所有者又は管理者	面積	利用しようとする用途	備考
該当なし					
計					

(2) 農業上の土地利用の方向

ア. 農用地等利用の方針

本地域は、地勢的自然条件により経営形態が自ら3地区に区分され、各施設もこれらの地区に即した振興計画を推進している。その基盤となる土地の有効利用及び流動化は各地区毎に図る方針である。

(単位：h a)

旧

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
富良野下台・山部地区 (A地区)	3,984	3,961	△23	-	-	-	-	-	-	174	174	0	4,158	4,135	△23	182
富良野高台地区 (B地区)	2,611	2,611	0	-	-	-	-	-	-	35	35	0	2,646	2,646	0	261
東山地区 (C地区)	3,133	3,135	2	-	-	-	-	-	-	20	20	0	3,153	3,155	2	243
計	9,728	9,707	△21	-	-	-	-	-	-	229	229	0	9,957	9,936	△21	686

-3-

新	<p>イ. 用途区分の構想</p> <p>(ア) A地区</p> <p>a. 空知川水系に属する平坦部の農用地およそ 3,000ha については、田・畑として圃場整備事業等が実施され、水条件等は整備されている。また、米の生産調整の推進に向け条件整備として基盤整備事業等により、灌漑排水施設・客土等を推進し、高性能大型機械化の体制が整っている。今後は水稲・野菜作を中心とした地帯として田・畑の面積を確保していく。(A-1、A-2、A-3、A-4)</p> <p>b. 夕張山系の麓に位置する西部緩傾斜地帯の農用地およそ 900ha については、一部を除き圃場整備事業等を実施し、水条件等は整備されている。米の生産調整の推進により特にメロン・スイカ・長ねぎ等施設野菜生産地帯として営農が盛んになっており、今後は水稲作・野菜作を中心とした地帯として田・畑の面積の面積を確保していく。また、石礫・粘土地帯であるとともに、本地区の一部はリゾート重点整備地区に指定されていることから、生産性の高い土地とそれ以外の土地を見極めつつ、条件不利地については自然環境・景観の保全に努める。さらに、本地区の一部は都市計画用途地域に隣接し、農業以外の土地需要も多いことから、農業上の利用に支障がないことを基本とし計画的な土地利用に努める。(A-1、A-4)</p> <p>c. 国営山手幹線かんがい溝の東側に属する緩傾斜の農用地およそ 100ha については、ハウス園芸作物であるスイカ団地となっており、野菜作を中心とした地帯で田・畑の面積を確保していく。(A-2、A-3)</p> <p>(イ) B地区</p> <p>a. 富良野岳の山麓に展開する緩波状丘陵地帯の農用地およそ 2,600ha については、純畑地帯であり、国営灌漑排水事業や畑地帯総合整備事業等により、土地基盤の整備は進んでいる。供用開始となった東郷ダム及び関連事業により、畑作から野菜作を取り入れた複合経営推進を図る。又、本市の畜産地帯でもあり、有機物の土壌還元による地力対策を推進する。また、一部リゾート重点整備地区に指定されており、自然環境・景観の保全に努める。(B-1、B-2)</p> <p>(ウ) C地区</p> <p>a. 西達布川流域に属する農用地およそ 500ha については、畑を中心として一部田地帯であり、土地利用型農業経営地帯である。国営灌漑排水事業や畑地帯総合整備事業等により、土地基盤の整備は進んでいる。畑作と野菜作が多く、施設園芸を取り入れた複合経営の推進を図る。(C-1、C-3)</p> <p>b. 東大演習林に囲まれた農用地およそ 2,600ha については、畑作を中心として一部施設野菜生産団地が形成されており、北側傾斜地には酪農地帯となっている。国営灌漑排水事業や畑地帯総合整備事業等により、土地基盤の整備は進んでいる。畑作と野菜作に施設園芸を取り入れた複合経営と草地の集団化を推進する。(C-1、C-2、C-3)</p> <p>ウ. 特別な用途区分の構想 特別な用途構想なし</p>
旧	<p>イ. 用途区分の構想</p> <p>(ア) A地区</p> <p>a. 空知川水系に属する平坦部の農用地およそ 3,000ha については、田・畑として圃場整備事業等が実施され、水条件等は整備されている。また、米の生産調整の推進に向け条件整備として畑地帯総合整備事業等により、灌漑排水施設・客土等を推進し、高性能大型機械化の体制が整っている。今後は水稲・野菜作を中心とした地帯として田・畑の面積を確保していく。(A-1、A-2、A-3、A-4)</p> <p>b. 夕張山系の麓に位置する西部緩傾斜地帯の農用地およそ 900ha については、一部を除き圃場整備事業等を実施し、水条件等は整備されている。米の生産調整の推進により特にメロン・スイカ・長ねぎ等施設野菜生産地帯として営農が盛んになっており、今後は水稲作・野菜作を中心とした地帯として田・畑の面積の面積を確保していく。また、石礫・粘土地帯であるとともに、本地区の一部はリゾート重点整備地区に指定されていることから、生産性の高い土地とそれ以外の土地を見極めつつ、条件不利地については自然環境・景観の保全に努める。さらに、本地区の一部は都市計画用途地域に隣接し、農業以外の土地需要も多いことから、農業上の利用に支障がないことを基本とし計画的な土地利用に努める。(A-1、A-4)</p> <p>c. 国営山手幹線かんがい溝の東側に属する緩傾斜の農用地およそ 100ha については、ハウス園芸作物であるスイカ団地のなかに、一部水稲作を取り入れた経営形態であり、野菜作を中心とした地帯で田・畑の面積を確保していく。(A-2、A-3)</p> <p>(イ) B地区</p> <p>a. 富良野岳の山麓に展開する緩波状丘陵地帯の農用地およそ 2,600ha については、純畑地帯であり、国営灌漑排水事業や畑地帯総合整備事業等により、土地基盤の整備は進んでいる。供用開始となった東郷ダム及び関連事業により、畑作から野菜作を取り入れた複合経営への転換を検討する。又、本市の畜産地帯でもあり、有機物の土壌還元による地力対策を推進する。また、一部リゾート重点整備地区に指定されており、自然環境・景観の保全に努める。(B-1、B-2)</p> <p>(ウ) C地区</p> <p>a. 西達布川流域に属する農用地およそ 500ha については、畑を中心として一部田地帯であり、土地利用型農業経営地帯である。国営灌漑排水事業や畑地帯総合整備事業等により、土地基盤の整備は進んでいる。畑作から野菜作を取り入れた複合経営への転換を図り、農用地としての利用を検討する。(C-1、C-3)</p> <p>b. 東大演習林に囲まれた農用地およそ 2,600ha については、畑作を中心として一部施設野菜生産団地が形成されており、北側傾斜地には酪農地帯となっている。国営灌漑排水事業や畑地帯総合整備事業等により、土地基盤の整備は進んでいる。畑作から野菜作を取り入れた複合経営への転換と草地の集団化を推進し、農用地としての利用を検討する。(C-1、C-2、C-3)</p> <p>ウ. 特別な用途区分の構想 特別な用途構想なし</p>

新	<p>2. 農用地利用計画 別記のとおりとする。</p> <p>第2. 農業生産基盤の整備開発計画</p> <p>1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向</p> <p>農用地区域は、石狩川の支流である空知川が本地域を南北に貫通する平坦地に、田を中心とした農地、これをはさむ緩傾斜地・丘陵地に畑を中心に樹園地・草地が広がっている。また、山間部に丘陵地がこれと平行して南北に伸び、畑を中心として草地が存在している。</p> <p>地域内の農用地は将来 9,691ha とし、平坦部を中心とした田は圃場整備事業に早くから取り組んでおりほぼ完了した状況である。</p> <p>畑作地域の丘陵地帯で、傾斜地については道営水利施設等保全高度化事業等により区画整理、かんがい用排水施設、客土等の整備を行い、生産基盤の整備、農地の有効利用を図り農家経営の安定を図る。</p> <p>○富良野下台・山部地区（A地区）</p> <p>本地区は、道営圃場整備事業により水田の圃場整備をほぼ完了しており、今後は国営農地再編整備事業等により、田、畑転換に対応しうる条件整備をさらに進め、良質・良食味米の産地化とあわせ野菜の団地化を推進する。また、一部緩傾斜については事業導入により客土、除礫、暗渠排水、農道整備等条件整備を推進し農地の有効利用、栽培技術の向上、輪作体系の確立を図りながら産地形成と生産性の向上に努める。</p> <p>○富良野高台地区（B地区）</p> <p>本地区は、畑作・酪農地帯であり、道営畑地帯総合整備事業・農免農道整備事業・国営農地開発事業に早くから取り組み、丘陵地帯、傾斜地の農地を整備・開発し、作付け条件の改善を推進して農地の有効利用と合わせ経営の安定化を図ってきた。今後は道営水利施設等保全高度化事業等の実施により、大規模面積を生かした野菜主産地として安定した土地生産性の向上に努める。</p> <p>○東山地区（C地区）</p> <p>本地区は、畑作・酪農地帯であり、道営畑地帯総合整備事業・農免農道整備事業・道営農地開発事業に早くから取り組み、丘陵地帯、傾斜地の農地を整備・開発し、作付け条件の改善を推進して農地の有効利用と合わせ経営の安定化を図ってきた。今後は道営水利施設等保全高度化事業等の実施により、生産基盤の再整備、地域を総合的に整備改善し畑作及び野菜産地として安定した土地生産性の向上に努める。</p>
旧	<p>2. 農用地利用計画 別記のとおりとする。</p> <p>第2. 農業生産基盤の整備開発計画</p> <p>1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向</p> <p>農用地区域は、石狩川の支流である空知川が本地域を南北に貫通する平坦地に、田を中心とした農地、これをはさむ緩傾斜地・丘陵地に畑を中心に樹園地・草地が広がっている。また、山間部に丘陵地がこれと平行して南北に伸び、畑を中心として草地・採草放牧地が存在している。</p> <p>地域内の農用地は将来 9,707ha とし、平坦部を中心とした田は圃場整備事業を早くから取り組んでおりほぼ完了した状況である。</p> <p>畑作地域の丘陵地帯で、傾斜地については道営畑地帯総合整備事業等により区画整理、かんがい用排水施設、客土等の整備を行い、生産基盤の整備、農地の有効利用を図り農家経営の安定を図る。</p> <p>○富良野下台・山部地区（A地区）</p> <p>本地区は、道営圃場整備事業により水田の圃場整備をほぼ完了しており、今後は地域水田農業再編緊急整備事業等により、田、畑転換に対応しうる条件整備をさらに進め、良質・良食味米の産地化とあわせ野菜の団地化を推進する。また、一部緩傾斜については事業導入により客土、除礫、暗渠排水、農道整備等条件整備を推進し農地の有効利用、栽培技術の向上、輪作体系の確立を図りながら産地形成と生産性の向上に努める。</p> <p>○富良野高台地区（B地区）</p> <p>本地区は、畑作・酪農地帯であり、道営畑地帯総合整備事業・農免農道整備事業・国営農地開発事業に早くから取り組み、丘陵地帯、傾斜地の農地を整備・開発し、作付け条件の改善を推進して農地の有効利用と合わせ経営の安定化を図ってきた。今後は道営畑地帯総合整備事業等の実施により、大規模面積を生かした野菜主産地として安定した土地生産性の向上に努める。</p> <p>○東山地区（C地区）</p> <p>本地区は、畑作・酪農地帯であり、道営畑地帯総合整備事業・農免農道整備事業・道営農地開発事業に早くから取り組み、丘陵地帯、傾斜地の農地を整備・開発し、作付け条件の改善を推進して農地の有効利用と合わせ経営の安定化を図ってきた。東郷ダム及び関連事業の実施により、生産基盤の再整備、地域を総合的に整備改善し畑作及び野菜産地として安定した土地生産性の向上に努める。</p>

新	2. 農業生産基盤整備開発計画					
	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備考	付図番号対図
			受益地区	受益面積		
	経営体育成事業 (大沼)	農道1条 L=2,169m	A-3	95ha	H26~34	2
	経営体育成事業 (扇山南一期)	区画整理 109.9ha 用排水路 12,785m	A-2	170ha	H28~R 6	
	経営体育成事業 (扇山北)	区画整理 59ha 暗渠 143ha 用排水路 28,505m	A-2	375ha	H29~R 7	
	経営体育成事業 (扇山南二期)	区画整理 58.7ha 用排水路 8,079m	A-2	96ha	H29~R 6	
	水利施設等保全高度化事業 (育良第2)	区画整理 80.8ha 暗渠排水 43.8ha 客土 55.5ha	A-1	155ha	H25~31	
	水利施設等保全高度化事業 (東山)	区画整理 158ha 用排水路工 6,337m	C-1	324ha	H30~R 6	
	水利施設等保全高度化事業 (布礼別)	区画整理 70ha 用排水路工 40,700m	B-1	230ha	R 5~13	
水利施設等保全高度化事業 (老節布)	区画整理 192.8ha 排水路工 200m	C-2	483ha	R 2~9		
水利施設等保全高度化事業 (西達布)	区画整理 100ha 用排水路工 5,000m	C-3	300ha	R 3~11		
水利施設等保全高度化事業 (麓郷)	区画整理 70ha 用排水路工 71,000m	B-2	686ha	R 4~12		
3 森林の整備その他林業の振興との関連						
傾斜地等の農用地として利用が不適な土地については、林地への転換の可能性を検討し、富良野市森林整備計画に基づく林業施業を行う。						
また、林地からの農用地への編入については、農地造成等計画性のあるものを除き必要最小限にとどめるとともに、乱開発を抑制し林業振興との協調を図る。						
4 他事業との関連						
特に関連なし						

-6-

旧	2. 農業生産基盤整備開発計画					
	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
			受益地区	受益面積		
	農地保全整備事業 (山部中央)	除れき 121.6ha	A-4	122ha	1	H20~25
	地域水田農業再編緊急整備事業 (山部御料)	客土 36.8ha 暗渠 49.2ha 除礫 0.9ha	A-1・A-4	122.8ha	2	H21~26
	経営体育成事業 (大沼北)	用水 10,318m 排水 5,498m 区画 197.2ha 暗渠排水 49.3ha	A-3	267ha	3	H20~25
	道営畑地帯総合整備事業 (育良第2)	暗渠排水 81.4ha 客土 67ha	A-1	132ha	4	H24~29
	農村地域防災減災事業 (山部中央第2)	除れき 92.2ha	A-1・A-4	92.2ha	5	H26~30
	農村地域防災減災事業 (南大沼)	排水路工 L=558m	A-3	106.2ha	6	H26~28
	経営体育成事業 (大沼)	農道1条 L=2,169m	A-3	95ha	7	H26~30
	経営体育成事業 (扇山)	暗渠 150ha 除礫 5ha 排水路 12,000m	A-2	475ha	8	H27~31
	畑総担い手育成事業 (東山)	区画整理 44ha 用水路工 20,800m	C-1	270ha	9	H28~33
	畑総担い手育成事業 (布礼別)	区画整理 43ha 用水路工 47,000m	B-1	230ha	10	H29~35
	畑総担い手育成事業 (老節布)	区画整理 50ha 用水路工 40,000m	C-2	330ha	11	H29~35
畑総担い手育成事業 (西達布)	区画整理 35ha 用水路工 22,500m	C-3	96ha	12	H30~36	
畑総担い手育成事業 (麓郷)	区画整理 70ha	B-2	686ha	13	H28~35	
3 森林の整備その他林業の振興との関連						
傾斜地等の農用地として利用が不適な土地については、林地への転換の可能性を検討し、富良野市森林整備計画に基づく林業施業を行う。						
また、林地からの農用地への編入については、農地造成等計画性のあるものを除き必要最小限にとどめるとともに、乱開発を抑制し林業振興との協調を図る。						
4 他事業との関連						
特に関連なし						

-6-

新	<p>第3. 農用地等の保全計画</p> <p>1. 農用地等の保全の方向</p> <p>農業生産活動が行われていることにより生じる国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、農村景観の保全などの多面的機能を十分発揮するには、将来にわたり必要な農地を適切に保全していく必要がある。また、農業生産の最も基礎的な資源である農地については、荒廃するとその回復が困難であるとともに、その虫食いのない廃は周辺農地の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがあるため、集団的に存在していることが重要であり一体的に保全する必要がある。</p> <p>よって、耕作放棄地の発生を抑制するため、<u>人・農地プラン等による農地流動に必要な情報を収集し</u>、農業経営基盤強化資金や農地中間管理事業等を活用して、中核的担い手へ利用集積を進めるとともに、農業セミナーを開催するなどして担い手の育成を図る。また、山間部などの生産条件不利地については、平坦地と比較した時の条件的な不利を補正するための中山間地域等直接支払制度を活用しながら、担い手の育成を図り農業生産を維持して耕作放棄を防止する。</p> <p>さらには、農業以外の土地需要の大きい都市計画区域（用途区域）近辺において、農地転用を伴う農用区域からの農地の除外についても、農業上の利用に支障が生じないことを原則とし、計画的な土地利用に努め農用地の保全を図る。</p> <p>2. 農用地等保全整備計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th rowspan="2">事業の概要</th> <th colspan="2">受益の範囲</th> <th rowspan="2">付図番号</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>受益地区</th> <th>受益面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">該当なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 農用地等の保全のための活動</p> <p>担い手不足などから耕作放棄地の増加が懸念される中、新たな耕作放棄地や農地の遊休化を未然に防止しつつ認定農業者など中核的担い手へ円滑に利用集積していく必要がある。</p> <p>このため、<u>人・農地プラン等による農地流動に必要な情報を収集し</u>、農業経営基盤強化資金や農地中間管理事業等の各種事業を積極的に活用し、農地の円滑な集積と効率的な利用を促進する。また、山間部などの生産条件不利地については、耕作放棄を防止し農業の多面的機能を確保する観点から、平坦地との条件格差を補正するための中山間地域等直接支払制度や農業用水等の資源の適切な保全管理を行う多面的機能支払、農地保全を目的とした環境保全型農業直接支払制度などを活用しつつ、地域農業者による保全活動の継続を図る。</p> <p>4. 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>森林は木材生産機能の他に、国土保全、水源かん養、環境保全など公益的機能を有している。農用区域の中には森林と隣接しているところも多く、農業環境、特に景観保全や防風林としての森林機能を高め、農地保全機能が十分発揮できる森林整備に努める。</p>	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		付図番号	備考	受益地区	受益面積	該当なし					
	事業の種類			事業の概要	受益の範囲			付図番号	備考						
受益地区		受益面積													
該当なし															
旧	<p>第3. 農用地等の保全計画</p> <p>1. 農用地等の保全の方向</p> <p>農業生産活動が行われていることにより生じる国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、農村景観の保全などの多面的機能を十分発揮するには、将来にわたり必要な農地を適切に保全していく必要がある。また、農業生産の最も基礎的な資源である農地については、荒廃するとその回復が困難であるとともに、その虫食いのない廃は周辺農地の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがあるため、集団的に存在していることが重要であり一体的に保全する必要がある。</p> <p>よって、耕作放棄地の発生を抑制するため、農地保有合理化事業や農地利用集積円滑化事業、規模拡大交付金、農地集積協力金、農業経営基盤強化資金や農地中間管理機構等を活用し、離農等の農地を地域の話合いのもと認定農業者などの中核的担い手へ利用集積を進めるとともに、農業セミナーを開催するなどして担い手の育成を図る。また、山間部などの生産条件不利地については、平坦地と比較した時の条件的な不利を補正するための中山間地域等直接支払制度を活用しながら、担い手の育成を図り農業生産を維持して耕作放棄を防止する。</p> <p>さらには、農業以外の土地需要の大きい都市計画区域（用途区域）近辺において、農地転用を伴う農用区域からの農地の除外についても、農業上の利用に支障が生じないことを原則とし、計画的な土地利用に努め農用地の保全を図る。</p> <p>2. 農用地等保全整備計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th rowspan="2">事業の概要</th> <th colspan="2">受益の範囲</th> <th rowspan="2">対図番号</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>受益地区</th> <th>受益面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地保全整備事業 (山部中央)</td> <td>除れき 121.6ha</td> <td>A-4</td> <td>121.6ha</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 農用地等の保全のための活動</p> <p>担い手不足などから耕作放棄地の増加が懸念される中、新たな耕作放棄地や農地の遊休化を未然に防止しつつ認定農業者など中核的担い手へ円滑に利用集積していく必要がある。</p> <p>このため、認定農業者の育成を図るとともに、農地保有合理化事業や農業経営基盤強化促進対策事業、さらには農地中間管理機構等の各種事業を積極的に活用し、農地の円滑な集積と効率的な利用を促進する。また、山間部などの生産条件不利地については、耕作放棄を防止し農業の多面的機能を確保する観点から、平坦地との条件格差を補正するための中山間地域等直接支払制度や農業用水等の資源の適切な保全管理を行う多面的機能支払、農地保全を目的とした環境保全型農業直接支援対策などを活用し、地域住民活動の活性化を図る。</p> <p>4. 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>森林は木材生産機能の他に、国土保全、水源かん養、環境保全など公益的機能を有している。農用区域の中には森林と隣接しているところも多く、農業環境、特に景観保全や防風林としての森林機能を高め、農地保全機能が十分発揮できる森林整備に努める。</p>	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考	受益地区	受益面積	農地保全整備事業 (山部中央)	除れき 121.6ha	A-4	121.6ha	1	
事業の種類	事業の概要			受益の範囲				対図番号	備考						
		受益地区	受益面積												
農地保全整備事業 (山部中央)	除れき 121.6ha	A-4	121.6ha	1											

第4. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

労働力及び機械装備等自らの農家経営について計画性を持ち、かつスケールメリットを最大限に発揮すべく、人・農地プラン等を活用した地域での話し合いを基に、農業経営基盤強化資金や農地中間管理事業等を活用し農家条件・地域条件にあった適正な規模の拡大に向けた農地の流動化を図る。また、防衛施設周辺農業用施設設置事業や強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業、農業経営基盤強化資金等を活用してスマート農業技術等を活用した農業機械の導入を図る。農業経営の安定化を図るため、各種事業を積極的に活用し土地条件の整備・経営の近代化を推進する。また、生産組織の育成・強化と法人化を推進し、農産物の団地化と機械の共同利用・受委託体制の強化による低コスト生産を実現し土地生産性の向上と農家所得の向上を目指す。さらに、経営力の向上を目指し、農業生産工程管理の導入を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営の基本指標として、主要営農類型を次のとおり16種類設定する。

(平成31年3月31日現在)

営農類型	目標規模	作目構成	戸数(経営体数)	流動化目標面積
野菜	1.0ha	野菜	540	—
野菜	2.0ha	野菜		—
野菜	5.0ha	野菜		—
野菜	8.5ha	野菜		—
田+野菜	5.0ha	田+野菜		—
田+野菜	10.0ha	田+野菜		—
田+野菜	40.0ha	田+野菜		—
畑+野菜	12.0ha	畑+野菜		—
畑+野菜	18.0ha	畑+野菜		—
畑+野菜	60.0ha	畑+野菜		—
畑+野菜	70.0ha	畑+野菜		—
水稲+畑+野菜	70.0ha	水稲+畑+野菜		—
畑+野菜+肉牛	13.0ha	畑+野菜+肉牛		—
酪農	35.0ha	酪農		—
酪農	71.0ha	酪農		—
酪農	234.0ha	酪農		—
計			540	—

(注) 資料 農業経営基盤強化促進基本構想(平成29年11月 富良野市作成)

新

第4. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

労働力及び機械装備等自らの農家経営について計画性を持ち、かつスケールメリットを最大限に発揮すべく、人・農地プランの作成等を契機に地域で話し合いの結果を基に、農地保有合理化事業や農地利用集積円滑化事業、規模拡大交付金、農地集積協力金、農業経営基盤強化資金、農地中間管理機構等を活用し農家条件・地域条件にあった適正な規模の拡大に向けた農地の流動化を図るとともに、大豆・麦等生産体制緊急整備事業、防衛施設周辺農業用施設設置事業や経営体育成支援事業、農業経営基盤強化資金等を活用して新たな農業機械の導入を図る。農業経営の安定確立と合わせて土地条件の整備・経営の近代化を図るため、各種事業を積極的に推進するとともに、生産組織の育成・強化と法人化を図り、農産物の団地化と機械の共同利用・受委託体制の強化による低コスト生産を実現し土地生産性の向上と農家所得の向上を目指す。また、農業者が安定した経営を続けていけるよう農業生産工程管理の導入を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営の基本指標として、主要営農類型を次のとおり16種類設定する。

(平成25年3月31日現在)

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数(経営体数)	流動化目標面積
家族経営	野菜	1.0ha	野菜	652	—
	野菜	2.0ha	野菜		—
	野菜	5.0ha	野菜		—
	野菜	8.5ha	野菜		—
	田+野菜	5.0ha	田+野菜		—
	田+野菜	10.0ha	田+野菜		—
	田+野菜	40.0ha	田+野菜		—
	畑+野菜	12.0ha	畑+野菜		—
	畑+野菜	18.0ha	畑+野菜		—
	畑+野菜	60.0ha	畑+野菜		—
	畑+野菜	70.0ha	畑+野菜		—
	水稲+畑+野菜	70.0ha	水稲+畑+野菜		—
	畑+野菜+肉牛	13.0ha	畑+野菜+肉牛		—
	酪農	35.0ha	酪農		—
	酪農	71.0ha	酪農		—
	酪農	234.0ha	酪農		—
計			652	—	

(注) 資料 農業経営基盤強化促進基本構想(平成25年7月 富良野市作成)

旧

新	<p>(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p><u>農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を推進するには、認定農業者等の中核的担い手への利用集積とその効率的な利用を促進することが重要である。</u></p> <p>このため、離農跡地や兼業農家等有する農地、未利用地などの掘り起こしを行い、中核的担い手に円滑に利用集積されるように努める。併せて農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、売買や賃借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な経営の規模拡大を推進する。</p> <p>また、生産組織は作業効率や農地の集団化など効率的な生産体系を形成する上で、重要な位置づけを占めるものであると同時に、<u>農地所有適格法人</u>などの組織経営体への経営発展母体としても重要であり、オペレーターの育成、受委託の促進などを図ることにより、地域の営農実態に応じた生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、体制が整ったものから法人形態への誘導を図る。</p> <p>さらに地力の増進については、有畜農家との有機的な結合を図るとともに、稲ワラ、麦稈、雑草、樹皮、農産廃棄物等による堆肥増産、緑肥作物のすきこみの奨励等、地域的な地力向上運動を推進する。</p> <p>また、近年は、エゾシカはもとより<u>アライグマなど小動物</u>による農作物被害が増加し、農業者にとって深刻な状況にあることから、有害鳥獣駆除対策や<u>侵入防止</u>柵設置事業を実施し、農用地等の効率的かつ総合的な利用を促進する。</p> <p>2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策</p> <p>国の農地流動化対策や金融対策、土地基盤整備と一体となった流動化対策により、中核的担い手への農地の利用集積を進めるとともに、農地の利用調整などにより農作業の効率を高める農地の集団化を目指す。また、後継者不足や農業従事者の高齢化に伴い耕作放棄地の発生も考えられることから、農地の売買や賃貸借による規模拡大と併せた農作業受委託の促進に努める。また、組織としての機能拡大のためオペレーターの確保や作業の省力化に向けた生産組織の育成を図る。</p> <p>地力の増進対策については、経営所得安定対策の活用や緑肥作物を組み入れた輪作体系の強化、<u>有畜農家との連携強化を図る。</u></p> <p>農業後継者対策として、経営感覚の優れた農業者を育成するため、<u>富良野市農業担い手育成センターを拠点に、地域や関係機関と連携を図りながら担い手の育成確保の取組みを進める。</u></p> <p>3. 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>森林は、木材生産機能の他に、国土保全、水源かん養、環境保全など公益的機能を有している。農業地域の中には森林と隣接しているところも多く、農業環境や地域環境保全のための森林機能を高め、公益的機能が十分発揮できる森林整備に努める。また、土地条件の悪い流動化が不可能な農地については、林業振興施策および土地保全の関連から林業部局との協議をし、総合的な土地利用を推進する。</p> <p style="text-align: center;">-9-</p>
旧	<p>(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p>「効率的で安定的な農業経営」を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を実現するには、認定農業者等の中核的担い手への利用集積とその効率的な利用を促進することが重要である。</p> <p>このため、離農跡地や兼業農家等有する農地、未利用地などの掘り起こしを行い、中核的担い手に円滑に利用集積されるように努める。併せて農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、売買や賃借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な経営の規模拡大を推進する。</p> <p>また、生産組織は作業効率や農地の集団化など効率的な生産体系を形成する上で、重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人などの組織経営体への経営発展母体としても重要であり、オペレーターの育成、受委託の促進などを図ることにより、地域の営農実態に応じた生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、体制が整ったものから法人形態への誘導を図る。</p> <p>さらに地力の増進については、有畜農家との有機的な結合を図るとともに、稲ワラ、麦稈、雑草、樹皮、農産廃棄物等による堆肥増産、緑肥作物のすきこみの奨励等、地域的な地力向上運動を推進する。</p> <p>また、近年は、エゾシカによる農作物被害が増加し、農業者にとって深刻な状況にあることから、有害鳥獣駆除対策や鹿柵設置事業を実施し、農用地等の効率的かつ総合的な利用を促進する。</p> <p>2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策</p> <p>国の農地流動化対策や金融対策、土地基盤整備と一体となった流動化対策により、中核的担い手への農地の利用集積を進めるとともに、農地の利用調整などにより農作業の効率を高める農地の集団化を目指す。また、後継者不足や農業従事者の高齢化による耕作放棄地の発生も考えられることから、農地の売買や賃貸借による規模拡大と併せた農作業受委託の促進に努める。また、組織としての機能拡大のためオペレーターの確保や作業の省力化に向けた生産組織の育成を図る。</p> <p>地力の増進対策については、経営所得安定対策の活用や、緑肥作物を組み入れた輪作体系の強化や有畜農家との連携強化により、土づくりに主眼をおいた農業を目指し買う側も作る側も安心できる農業を確立する。</p> <p>農業後継者対策として、経営感覚の優れた農業者を育成するため、国内・国外での研修を強化、各関係機関での研修機会の活用を図る。</p> <p>新規就農者対策として、農の雇用事業や青年就農給付金を活用して就農意欲の喚起と就農後の定着をめざすなど、国・道の支援体制・制度を十分活用するとともに、就農支援会議を開催して各地域における新規就農希望者の受け入れ体制・研修指導体制の確立に向け関係機関、団体の連携を図る。</p> <p>3. 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>森林は、木材生産機能の他に、国土保全、水源かん養、環境保全など公益的機能を有している。農業地域の中には森林と隣接しているところも多く、農業環境や地域環境保全のための森林機能を高め、公益的機能が十分発揮できる森林整備に努める。また、土地条件の悪い流動化が不可能な農地については、林業振興施策および土地保全の関連から林業部局との協議をし、総合的な土地利用を推進する。</p> <p style="text-align: center;">-9-</p>

新	<p>第5. 農業近代化施設の整備計画</p> <p>1. 農業近代化施設の整備の方向</p> <p>本市の農業は、道内でも恵まれた気候条件、土地条件を有し、主要食糧生産基地として重要な役割を今後とも担うため、地域毎に適した作目を選択し、土地利用型農業や土地集約的農業といった地域の実情にあった農業の確立を推進する。</p> <p>基幹作目としては、米・玉葱・人参・馬鈴薯・スイートコーン・麦類・豆類・てん菜等があり、これらの振興に必要な<u>高性能な農業用機械や集出荷貯蔵施設、加工施設など生産・流通体制の整備により、安全・安心な食料を適切な価格で安定的に生産する。</u></p> <p>水稲</p> <p>基幹作物の一つであるが転作が進み、作付面積は減少傾向にある。主食である米の安定供給を考慮し作付面積を確保しつつ、米の食味分析や地域条件に即した栽培技術の改善など生産対策による、美味しく、安全で、低コストな米づくりを基本とする一方で、高い収益性が期待される転作作物を拡大し水田農業の確立を図る。</p> <p>また、<u>作業受委託組織等の活用や直播栽培による育苗作業回避、圃場水管理システムの導入等、省力化を推進し深刻化する労働力不足の解消を目指す。</u></p> <p>野菜（玉葱・人参・メロン・西瓜・南瓜・馬鈴薯・アスパラガス・スイートコーン等）</p> <p>野菜生産は作付面積の約32%、農業粗生産額の70%を占め、富良野農業の中心となっている。しかしながら、<u>施設園芸等の労働集約型の作目については作付面積が減少傾向にある。</u></p> <p>土づくりの推進と併せて、収益性、土地条件、労働力、収穫適期などを考慮し、個別経営の実情と地域の営農条件に即した適切な輪作体系を確立し、生産性の高い野菜を振興する。また、選別・貯蔵・出荷の流通体制の再編整備を進めるとともに国内有数の産地としてこれまで培った高度な生産技術を一層高め、地域条件に適した品種・技術の導入や<u>農業者の働き手確保支援、スマート農業技術の導入支援等</u>、省力化を進め、消費者ニーズや需要の動向に即した、美味しく、安全で、低コスト野菜の生産維持・振興を図る。</p> <p>畑作（麦類・豆類・てん菜類）</p> <p>生産組織による計画的な集団栽培を推進するため、地域ごとに存在する機械利用組合等を最大限に活用し、高性能農業機械の共同利用により播種から収穫までの一貫した機械作業体系に、<u>スマート農業技術を導入すること等により一層の効率化・省力化</u>を図る。また、<u>水田での、麦や豆類は本作化に向け</u>、実需者のニーズに応じた生産・販売体制を確立するとともに、生産技術の一層の向上や作付作物の団地化を図り、農家経営の安定と所得拡大を目指す。</p>
旧	<p>第5. 農業近代化施設の整備計画</p> <p>1. 農業近代化施設の整備の方向</p> <p>本市の農業は、道内でも恵まれた気候条件、土地条件を有し、主要食糧生産基地として重要な役割を今後とも担うため、地域毎に適した作目を選択し、土地利用型農業や土地集約的農業といった地域の実情にあった農業の確立を推進する。</p> <p>基幹作目としては、米・玉葱・人参・馬鈴薯・スイートコーン・麦類・豆類・てん菜等があり、これらの振興に必要な農業生産技術体系の確立を図るため農業近代施設の整備を次のように進める。</p> <p>水稲</p> <p>基幹作物の一つであるが転作が進み、作付面積は減少傾向にある。主食である米の安定供給を考慮し作付面積を確保しつつ、米の食味分析や地域条件に即した栽培技術の改善など生産対策による、美味しく、安全で、低コストな米づくりを基本に、高い収益性が期待される転作作物の導入による水田農業の確立を図る。</p> <p>また、既存の乾燥調整施設の集約的利用を推進するとともに、上川管内での産地確立のため、減農薬、減化学肥料を目的としたクリーン米の生産、低温倉庫の整備による全量低温貯蔵や、荷受時の品質判定と分別の実施による均質大ロットによる低コスト生産などで、良質良食味米を確立し経営安定と所得拡大を目指す。</p> <p>野菜（玉葱・人参・メロン・西瓜・南瓜・馬鈴薯・アスパラガス・スイートコーン等）</p> <p>野菜生産は作付面積の約35%、農業粗生産額の70%を占め、富良野農業の中心となっている。しかしながら、輸入野菜の増加や消費低下等による価格低迷の傾向が顕著である。</p> <p>土づくりの推進と併せて、収益性、土地条件、労働力、収穫適期などを考慮し、個別経営の実情と地域の営農条件に即した適切な輪作体系を確立し、生産性の高い野菜を振興する。また、選別・貯蔵・出荷の流通体制の整備を進め、ブランド定着と国内有数の産地としてこれまで培った、高度な生産技術や流通機能をさらに高めるとともに、地域条件に適した品種・技術の導入や機械化・省力化を進め、消費者ニーズや需要の動向に即した、美味しく、安全で、低コスト野菜の生産振興を図る。また、栽培用ハウスの設置費を一部助成したり、強風や降雪時に被災したハウスの復旧支援を行うなど、野菜の生産振興を図る。</p> <p>畑作（麦類・豆類・てん菜類）</p> <p>生産組織による計画的な集団栽培を推進するため、地域ごとに存在するトラクター利用組合等を最大限に活用し、高性能農業機械の共同利用により播種から収穫までの一貫した機械作業体系を確立し、省力栽培技術改善による生産コストの一層の低減を図る。また、転作に伴い安定した水田農業経営を確立し、麦や豆類の本作化を図るために、実需者のニーズに応じた生産・販売体制を確立するとともに、生産技術の一層の向上や作付作物の団地化を図り、農家経営の安定と所得拡大を目指す。さらに、地域条件に適した品種の導入や適期刈り取りを図るため、機械化・省力化を進め一層の生産振興を図る。</p>

(1) 富良野下台・山部地区 (A-1、A-2、A-3、A-4)

本地域はもともと稲作を中心とした地帯であるが転作により野菜作・畑作を含めた複合経営に転換している。野菜団地の形成と経営の効率化のため、野菜の種苗育成を集約し、さらに既存生産組織の強化を図り、栽培から収穫まで一貫した体制を整え、機械の共同利用と共同作業による生産コスト・生産労働力の低減を推進する。

また、集出荷、流通体系では、系統流通の有利販売を推進し、消費者ニーズを的確に把握し、安定した計画集出荷が出来る流通体制を築くため、各種施設の整備と既存施設の集約再編を推進する。

(2) 富良野高台地区 (B-1、B-2)

本地域は、大きく分けて畑作専営地帯と酪農専営地帯とに区分されるが、東郷ダムとその関連事業の実施により水資源が確保され、畑作に加え野菜作の導入が進んでおり、スケールメリットを生かした大規模な複合経営の定着を図る。そのためにも、既存の生産組織の強化を図り、技術者の育成を進め、高性能農業機械の共同利用による一層の効率化・省力化を図る。また、作目毎に整備された既存集出荷貯蔵施設や選別施設の利用拡大により、共選・共販体制の強化をすすめ野菜作の定着を図る。

(3) 東山地区 (C-1、C-2、C-3)

本地域は純畑作専営地帯であるが、東郷ダムとその関連事業の実施により水資源が確保され、畑作に加え野菜作の導入が進んでおり、スケールメリットを生かした複合経営の定着を図る。生産体制では、主要作目の団地化と農業用機械の共同利用の体制整備を推進する。また、作目ごとに整備された既存集出荷貯蔵施設や選別施設の利用拡大により、生産から流通に至るまで組織的な集出荷体制をさらに強化し、系統一元集出荷体制を推進する。

新

2. 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	付図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
該当なし							

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

特に関連なし

(1) 富良野下台・山部地区 (A-1、A-2、A-3、A-4)

本地域はもともと稲作を中心とした地帯であるが転作により野菜作・畑作を含めた複合経営に転換してきている。野菜団地の形成と経営の効率化のため、野菜の種苗育成の集約をし、さらに既存生産組織の育成強化を図り、生産から収穫まで一貫した生産販売体制を整え、機械の共同利用と共同作業による生産コスト・生産労働力の低減を推進する。

また、集出荷、流通体系では、系統流通の有利販売を推進し、消費者ニーズを的確に把握し、安定した計画集出荷が出来る流通体制を築くため、集中した各種施設の整備と既存施設の集約利用を推進する。

(2) 富良野高台地区 (B-1、B-2)

本地域は、大きく分けて畑作専営地帯と酪農専営地帯とに区分されるが、東郷ダムとその関連事業の実施により水資源が確保され、畑作に加え野菜作の導入が進んでおり、スケールメリットを生かした複合経営の定着を図る。そのためにも、既存の生産組織の強化を図り、技術者の育成を進め、高性能農業機械の共同利用を中心とした法人組織への転換を図る。また、作目毎に整備された既存集出荷貯蔵施設や選別施設の利用拡大により、共選・共販体制の強化をすすめ野菜作の定着を図る。

(3) 東山地区 (C-1、C-2、C-3)

本地域は純畑作専営地帯であるが、東郷ダムとその関連事業の実施により水資源が確保され、畑作に加え野菜作の導入が進んでおり、スケールメリットを生かした複合経営の定着を図る。生産体制では、個人生産体制から集落を単位とした組織化を図り、主要作目の団地化と農業用機械の共同利用の体制整備を推進する。また、作目ごとに整備された既存集出荷貯蔵施設や選別施設の利用拡大により、生産から流通に至るまで組織的な集出荷体制をさらに強化し、系統一元集出荷体制を推進する。

旧

2. 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
該当なし							

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

特に関連なし

新	<p>第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</p> <p>1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向</p> <p>農業従事者の高齢化が進行する中、農業の持続的な展開を図るためには、所得、生活環境などの面で農業・農村を魅力あるものにしていくことが重要である。このため、認定農業者の育成を図るとともに、農業経営の法人化、農業経営への女性の参画を推進する。また、農家戸数が減少し農業の将来を担う意欲ある経営者の育成が求められている中で、既存農業者や新規就農による担い手の育成・確保を図るために必要な施設の整備を図るものとするが、優良農地を確保する観点から施設の位置や規模等は農業上の支障が生じない場所に整備するよう努めるものとする。</p> <p>担い手の育成・確保を図るための<u>施設として</u>、農作業体験施設、就農支援施設、農家住宅等の計画的な整備に努めるとともに、農村女性や高齢者等が意欲と能力を十分に発揮できる産地直売や収穫体験、農産加工等の6次産業化の取組みなどを促進する。</p> <p>2. 農業就業者育成・確保施設整備計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設の種類</th> <th style="width: 20%;">施設の内容</th> <th style="width: 30%;">位置及び規模</th> <th style="width: 10%;">施設の対象者</th> <th style="width: 10%;">対図番号</th> <th style="width: 15%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">該当なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 農業を担うべき者のための支援の活動</p> <p>既存農業者に対し<u>経営者としての資質向上・課題解決</u>を目的とした各種研修会を開催するとともに、<u>将来的に担い手となり得る子育て世代の女性や</u>学生などの農業に対する理解の促進や将来の農業者の確保に資するための活動を推進する。また、新規就農希望者に対しても<u>富良野市農業担い手育成センターを拠点とした</u>知識や技術の向上を目的とした研修会の開催や、研修期間中の住宅・研修圃場の提供<u>などの支援により</u>、就農意欲の喚起と就農後の定着をめざす。</p> <p>4. 森林の整備その他林業振興との関連</p> <p>特に関連なし</p>	施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考	該当なし					
	施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考							
	該当なし												
	-12-												

旧	<p>第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</p> <p>1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向</p> <p>農業従事者の高齢化が進行する中、農業の持続的な展開を図るためには、所得、生活環境などの面で農業・農村を魅力あるものにしていくことが重要である。このため、認定農業者の育成を図るとともに、農業経営の法人化、農業経営への女性の参画を推進する。また、農家戸数が減少し農業の将来を担う意欲ある経営者の育成が求められている中で、既存農業者や新規就農による担い手の育成・確保を図るために必要な施設の整備を図るものとするが、優良農地を確保する観点から施設の位置や規模等は農業上の支障が生じない場所に整備するよう努めるものとする。</p> <p>このため、認定農業者の育成や農業外からの新規就農による担い手の育成・確保を図るための農作業体験施設、就農支援施設、農家住宅等の計画的な整備に努めるとともに、農村女性や高齢者等が意欲と能力を十分に発揮できる産地直売や収穫体験、農産加工等の6次産業化の取組みなどを促進する。</p> <p>2. 農業就業者育成・確保施設整備計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設の種類</th> <th style="width: 20%;">施設の内容</th> <th style="width: 30%;">位置及び規模</th> <th style="width: 10%;">施設の対象者</th> <th style="width: 10%;">対図番号</th> <th style="width: 15%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農家住宅</td> <td>住宅 98.28 m² 車庫 15.00 m²</td> <td>富良野市 11642 番 13 の内 500 m²</td> <td>農業者</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農家住宅</td> <td>住宅 113.27 m² 車庫 36.45 m²</td> <td>富良野市字鳥沼 458 番 1 の内 496 m²</td> <td>農業者</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農家住宅</td> <td>住宅 98.28 m² 車庫 36.9 m²</td> <td>富良野市 6838 番 1 の内 284 m² 富良野市 6838 番 3 113 m² 計 434 m² 富良野市 6836 番 1 37 m²</td> <td>農業者</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農家住宅</td> <td>住宅 107.65 m² 駐車場 40.0 m²</td> <td>富良野市 11914 番 513 m²</td> <td>農業者</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農家住宅</td> <td>住宅 161.48 m² 物置 11.19 m²</td> <td>富良野市字鳥沼 941 番 2 の内 142.61 m² 富良野市字鳥沼 942 番 2 150 m² 計 292.61 m²</td> <td>農業者</td> <td>5</td> <td>農振白地に係る農地転用面積 字鳥沼 942 番 2 150 m²</td> </tr> <tr> <td>農家住宅</td> <td>住宅 89.43 m² 駐車場 49.73 m²</td> <td>富良野市字西達布 4885 番 1 の内 746 m²</td> <td>農業者</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農家住宅</td> <td>住宅 66.25 m² 駐車場 49.55 m²</td> <td>富良野市字老節布 3135 番 5 の内 298 m²</td> <td>農業者</td> <td>7</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 農業を担うべき者のための支援の活動</p> <p>産業研修センター等を活用し、既存農業者に対する資質向上を目的とした各種研修会の開催や、小学生などの農業に対する理解の促進や将来の農業者の確保するための活動を推進し、また、新規就農希望者に対しても知識や技術の向上を目的とした研修会開催、研修期間中の住宅や研修圃場の提供や農の雇用事業、就農給付金を活用して就農意欲の喚起と就農後の定着をめざします。</p> <p>さらには、公益財団法人北海道農業公社と連携をとりながら、情報提供や相談活動を通じて円滑な新規就農の促進を図る。</p> <p>4. 森林の整備その他林業振興との関連</p> <p>特に関連なし</p>	施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考	農家住宅	住宅 98.28 m ² 車庫 15.00 m ²	富良野市 11642 番 13 の内 500 m ²	農業者	1		農家住宅	住宅 113.27 m ² 車庫 36.45 m ²	富良野市字鳥沼 458 番 1 の内 496 m ²	農業者	2		農家住宅	住宅 98.28 m ² 車庫 36.9 m ²	富良野市 6838 番 1 の内 284 m ² 富良野市 6838 番 3 113 m ² 計 434 m ² 富良野市 6836 番 1 37 m ²	農業者	3		農家住宅	住宅 107.65 m ² 駐車場 40.0 m ²	富良野市 11914 番 513 m ²	農業者	4		農家住宅	住宅 161.48 m ² 物置 11.19 m ²	富良野市字鳥沼 941 番 2 の内 142.61 m ² 富良野市字鳥沼 942 番 2 150 m ² 計 292.61 m ²	農業者	5	農振白地に係る農地転用面積 字鳥沼 942 番 2 150 m ²	農家住宅	住宅 89.43 m ² 駐車場 49.73 m ²	富良野市字西達布 4885 番 1 の内 746 m ²	農業者	6		農家住宅	住宅 66.25 m ² 駐車場 49.55 m ²	富良野市字老節布 3135 番 5 の内 298 m ²	農業者	7	
	施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考																																											
	農家住宅	住宅 98.28 m ² 車庫 15.00 m ²	富良野市 11642 番 13 の内 500 m ²	農業者	1																																												
	農家住宅	住宅 113.27 m ² 車庫 36.45 m ²	富良野市字鳥沼 458 番 1 の内 496 m ²	農業者	2																																												
農家住宅	住宅 98.28 m ² 車庫 36.9 m ²	富良野市 6838 番 1 の内 284 m ² 富良野市 6838 番 3 113 m ² 計 434 m ² 富良野市 6836 番 1 37 m ²	農業者	3																																													
農家住宅	住宅 107.65 m ² 駐車場 40.0 m ²	富良野市 11914 番 513 m ²	農業者	4																																													
農家住宅	住宅 161.48 m ² 物置 11.19 m ²	富良野市字鳥沼 941 番 2 の内 142.61 m ² 富良野市字鳥沼 942 番 2 150 m ² 計 292.61 m ²	農業者	5	農振白地に係る農地転用面積 字鳥沼 942 番 2 150 m ²																																												
農家住宅	住宅 89.43 m ² 駐車場 49.73 m ²	富良野市字西達布 4885 番 1 の内 746 m ²	農業者	6																																													
農家住宅	住宅 66.25 m ² 駐車場 49.55 m ²	富良野市字老節布 3135 番 5 の内 298 m ²	農業者	7																																													
-12-																																																	

第7. 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

(単位：戸)

	総計	販売農家				自給的農家
		合計	専業	第一種兼業	第二種兼業	
平成17年	872	840	413	359	68	32
平成22年	713	685	443	209	33	28
現在(平成27年)	644	620	468	120	32	24
令和7年	526	508	—	—	—	18

(注) 資料：農林業センサス

新

2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

平成27年現在、総販売農家戸数620戸のうち専業農家468戸、兼業農家152戸(うち第1種兼業120戸、第2種兼業32戸)となっており、約2割の農家が何らかの農業外収入を得た中で農業経営を営んでいる。就業の中心は、建設業及びリゾート関連のサービス業となっている。将来の農業情勢が不透明ななか、安定的な就業機会の確保が重要であり、他産業との連携や自然環境の保護・保全を考慮した農業と観光の調和した観光農業の定着化を推進し、安定した雇用の場の拡充促進を図る。

3. 農業従事者就業促進施設

該当なし

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

特に関連なし

-13-

第7. 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

(単位：戸)

区 分		従 業 地								
I	II	市 内			市 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	道路貨物運送業 総合工事業など									28
自営兼業	飲食料品卸 売業など									3
出稼ぎ・日 雇・臨時雇	総合工事業 娯楽業など									14
総 計										45

(注) 資料 農林業センサス・農林課調べ

旧

2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

平成22年現在、総農家戸数685戸のうち専業農家443戸、兼業農家242戸(うち第1種兼業209戸、第2種兼業33戸)となっており、約4割の農家が何らかの農業外収入に依存した農業経営を営んでいる。就業の中心は、建設業及びリゾート関連のサービス業となっているが、出稼ぎ・日雇、臨時雇用がいまだ多く不安定な就業状況にある。将来の農業情勢が不透明ななか、安定的な就業機会の確保が重要であり、自然環境の保護・保全を考慮した農業と観光の調和した観光農業の定着化を推進し、安定した雇用の場の拡充促進を図る。

3. 農業従事者就業促進施設

該当なし

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

特に関連なし

-13-

新	<p>第8. 生活環境施設の整備計画</p> <p>1. 生活環境施設の整備の目標</p> <p>富良野市は大きく分けて1つの市街地と7つの拠点集落が散居・散在している。これを構成する基礎集落は73集落を数え、これを結ぶ7つの拠点集落を中心にそれぞれの地域が結びつき、市街地が形成されている。</p> <p>基礎集落の平均戸数はピーク時である昭和40年の49戸から、基礎集落の再編成が進んでいるものの平成31年4月には平均7.6戸に減少しており、依然として集落維持が困難な状況である。</p> <p>生産と生活の調和ある発展を図るため、引き続き集落の再編成を促進し豊かな社会構成のなかに文化的生活が営める魅力ある農村生活環境を整備し、調和のとれた地域社会の建設を推進する。</p> <p>(1) 安全性の確保</p> <p>防災体制については、周囲に位置する山地より農耕地の中を70の大小河川が流下し石狩川の支流空知川に合流しており、地域の幹線排水路となっている。融雪期・夏の降雨期の氾濫防止のため計画的に整備推進しているが、いまだ農地、農作物、住宅等へ与える影響は大きい。河川改修事業・治山事業その他公共事業等により整備促進する。</p> <p>防火体制については、平成21年4月に広域消防組合が富良野広域連合に移行した後も常備体制を整えている。今後はより安定した消火体制の整備のため、防火槽や消火栓の設置を計画的に進める。</p> <p>(2) 保健と医療の充実</p> <p>保健衛生については、地域における健康づくりの推進と地域住民に密着した健康教育、訪問指導等の充実を図り日常生活から自分の健康は自分で守る意識の向上と疾病の早期発見、早期治療に努める。母子保健対策の充実を図るとともに、高齢化社会に対応した予防から治療、社会復帰のための機能回復訓練など一貫した健康管理体制の確立を目指す。</p> <p>医療については、人口の高齢化、成人病の増加、医学・医療の進歩などにより保健医療のニーズが多様化していることから、医療の近代化とともに在宅医療サービス等医療体系の整備が必要である。地域センター病院である富良野協会病院をはじめ、ふらの西病院、北の峰病院といった地域病院の救急医療体制の整備充実をはかり、医療需要に対応した医療体制を確立するとともに、平成25年12月締結の富良野地区定住自立圏形成協定に基づき、圏域で救急医療の維持・確保や医療体制の充実を図る。</p> <p>(3) 利便性の向上</p> <p>各集落へは、市の中心部から車で1時間以内で連絡がとれるようになっているが、農村部の過疎化に伴い民間バスの減便等により交通弱者である子供・老人の足が奪われ、通学・通院等へ支障をきたす状況であるが行政としての支援強化により最小限に食い止め、これら交通弱者の救済を図る。また、土砂崩れ等の災害発生時における集落への道路網や通信網の確保も必要である。</p> <p>道路の整備については、舗装率が国道は100%、道々は96.8%（富良野市内）と高いが市道については路線数960路線、総延長719kmにも及ぶが舗装率は50.2%にとどまっている。日常生活に密着した路線を重点的に整備、改修するとともに、歩道や自転車道、街路灯等の設置を促し安全性の高い道路づくりを進める。また、街路樹の植栽や花壇の設置、パーキングエリアの新設など、ゆとりと潤いのある道路空間の創出と緑豊かな交通ネットワークの形成に努める。</p> <p style="text-align: center;">-14-</p>
旧	<p>第8. 生活環境施設の整備計画</p> <p>1. 生活環境施設の整備の目標</p> <p>富良野市は大きく分けて1つの市街地と7つの拠点集落が散居・散在している。これを構成する基礎集落は74集落を数え、これを結ぶ7つの拠点集落を中心にそれぞれの地域が結びつき、市街地が形成されている。</p> <p>基礎集落の平均戸数はピーク時である昭和40年の49戸から、基礎集落の再編成が進んでいるものの平成24年4月には平均9戸に減少しており、依然として集落維持が困難な状況である。</p> <p>生産と生活の調和ある発展を図るため、引き続き集落の再編成を促進し豊かな社会構成のなかに文化的生活が営める魅力ある農村生活環境を整備し、調和のとれた地域社会の建設を推進する。</p> <p>(1) 安全性の確保</p> <p>防災体制については、周囲に位置する山地より農耕地の中を70の大小河川が流下し石狩川の支流空知川に合流しており、地域の幹線排水路となっている。融雪期・夏の降雨期の氾濫防止のため計画的に整備推進しているが、いまだ農地、農作物、住宅等へ与える影響は大きい。河川改修事業・治山事業その他公共事業等により整備促進する。</p> <p>防火体制については、平成21年4月に広域消防組合が富良野広域連合に移行した後も常備体制を整えている。今後はより安定した消火体制の整備のため、防火槽や消火栓の設置を計画的に進める。</p> <p>(2) 保健と医療の充実</p> <p>保健衛生については、地域における健康づくりの推進と地域住民に密着した健康教育、訪問指導等の充実を図り日常生活から自分の健康は自分で守る意識の向上と疾病の早期発見、早期治療に努める。母子保健対策の充実を図るとともに、高齢化社会に対応した予防から治療、社会復帰のための機能回復訓練など一貫した健康管理体制の確立を目指す。</p> <p>医療については、人口の高齢化、成人病の増加、医学・医療の進歩などにより保健医療のニーズが多様化していることから、医療の近代化とともに在宅医療サービス等医療体系の整備が必要である。地域センター病院である富良野協会病院をはじめ、ふらの西病院、北の峰病院といった地域病院の救急医療体制の整備充実をはかり、医療需要に対応した医療体制を確立するとともに、平成25年12月締結の富良野地区定住自立圏形成協定に基づき、圏域で救急医療の維持・確保や医療体制の充実を図る。</p> <p>(3) 利便性の向上</p> <p>各集落へは、市の中心部から車で1時間以内で連絡がとれるようになっているが、農村部の過疎化に伴い民間バスの減便等により交通弱者である子供・老人の足が奪われ、通学・通院等へ支障をきたす状況であるが行政としての支援強化により最小限に食い止め、これら交通弱者の救済を図る。また、土砂崩れ等の災害発生時における集落への道路網や通信網の確保も必要である。</p> <p>道路の整備については、舗装率が国道は100%、道々は96.5%（富良野市内）と高いが市道については路線数960路線、総延長723kmにも及ぶが舗装率は48.5%にとどまっている。日常生活に密着した路線を重点的に整備、改修するとともに、歩道や自転車道、街路灯等の設置を促し安全性の高い道路づくりを進める。また、街路樹の植栽や花壇の設置、パーキングエリアの新設など、ゆとりと潤いのある道路空間の創出と緑豊かな交通ネットワークの形成に努める。</p> <p style="text-align: center;">-14-</p>

(4) 快適な生活の実現

農村部での生活においても都市並の生活が求められている。特に飲料水については一部簡易水道が整備されているが、多くは地下水の利用であり安全面、衛生面から考えて計画的に給水施設の整備を推進する。

し尿処理については、市街地が下水道の整備中であり農村部については合併処理浄化槽の設置を促進する。また、市街地化されている集落については、水洗化を含めた処理体系を推進する。

ごみ処理については分別収集が定着しているなか、農村部においても収集方法の徹底等により資源の有効活用を一層推進する。一般家庭から出る生ゴミの堆肥化により農業と結びついた土づくりを推進し、市民が一体となった農業との有機的な体系を確立する。

ゆとりある生活環境の確立に向け、これまで地域集落に根ざしたコミュニティー施設が計画的に配置されてきており、地域の文化形成、情報の交換等地域の中心的役割を果たしている。今後は、高速通信回線の活用等により情報の受発信が容易にできる生活環境づくりを進める。

2. 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	付図番号	備考
該当なし				

新

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

特に関連なし

4. その他の施設の整備に係る事業との関連

農業生産基盤整備事業等により、用水路、排水路等の整備を実施予定である。

(4) 快適な生活の実現

農村部での生活においても都市並の生活が求められている。特に飲料水については一部簡易水道が整備されているが、多くは地下水の利用であり安全面、衛生面から考えて計画的に給水施設の整備を推進する。

し尿処理については、市街地が下水道の整備中であり農村部については合併処理浄化槽の設置を促進する。また、市街地化されている集落については、水洗化を含めた処理体系を推進する。

ごみ処理については分別収集が定着しているなか、農村部においても収集方法の徹底等により資源の有効活用を一層推進する。一般家庭から出る生ゴミの堆肥化により農業と結びついた土づくりを推進し、市民が一体となった農業との有機的な体系を確立する。

ゆとりある生活環境の確立に向け、これまで地域集落に根ざしたコミュニティー施設が計画的に配置されてきており、地域の文化形成、情報の交換等地域の中心的役割を果たしている。今後は、高速通信回線の活用等により情報の受発信が容易にできる生活環境づくりを進める。

2. 生活環境の整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
計画なし				

旧

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

特に関連なし

4. その他の施設の整備に係る事業との関連

農業生産基盤整備事業等により、用水路、排水路等の整備を実施予定である。

新	<p>第9. 付図</p> <p>別添</p> <p>1. 土地利用計画図 (付図1号)</p> <p>2. 農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)</p> <p>3. 農用地等保全整備計画図 (付図3号) <u>.....該当ないため添付なし</u></p> <p>4. 農業近代化施設整備計画図 (付図4号).....該当ないため添付なし</p> <p>5. 農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図5号).....該当ないため添付なし</p> <p>6. 生活環境施設整備計画図 (付図6号).....該当ないため添付なし</p> <p>別記 農用地利用計画</p> <p>(1) 農用地区域</p> <p>ア. 現況農用地等に係る農用地区域 別紙のとおり</p> <p>イ. 現況森林、原野等に係る農用地区域 なし</p> <p>(2) 用途区分 なし</p>
---	--

旧	<p>第9. 付図</p> <p>別添</p> <p>1. 土地利用計画図 (付図1号)</p> <p>2. 農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)</p> <p>3. 農用地等保全整備計画図 (付図3号)</p> <p>4. 農業近代化施設整備計画図 (付図4号).....該当ないため添付なし</p> <p>5. 農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図5号).....該当ないため添付なし</p> <p>6. 生活環境施設整備計画図 (付図6号).....該当ないため添付なし</p> <p>別記 農用地利用計画</p> <p>(1) 農用地区域</p> <p>ア. 現況農用地等に係る農用地区域 別紙のとおり</p> <p>イ. 現況森林、原野等に係る農用地区域 なし</p> <p>(2) 用途区分 なし</p>
---	---